

# 公益財団法人 清川秋夫育英奨学財団 奨学生募集

## 2025 年度 募集要項

公益財団法人清川秋夫育英奨学財団は、株式会社タイヨーの創業者 故清川秋夫氏の「農業、畜産業、水産業、林業の後継者育成に貢献したい。」という遺志を実現するために、2004年1月に設立されました。

第一次産業に貢献する志のある学生に対し、学資の給付を行い、第一次産業の振興を通じて有用な人材の育成に寄与すること、また、鹿児島県内の大学のうち第一次産業に関連する研究を行う研究室において、研究が継続的かつ深く行われ第一次産業の継続的な発展に寄与することを目的としています。

# 公益財団法人清川秋夫育英奨学財団

## 2025年度 奨学生募集要項

### 1. 応募資格

次に該当する学生及び生徒を対象として奨学生の募集を行います。学部学科に関係なく、多方面から第一次産業に貢献できる人材を募集いたします。

※当財団から過去に給付実績のある方の応募はできません。

#### (1) 大学生（大学院生・短大生も含みます）

①鹿児島県の高等学校を卒業し、県外の大学に在学する者のうち、第一次産業に貢献する志を持つ学生

②鹿児島県内の大学に在学する者のうち、第一次産業に貢献する志を持つ学生

#### (2) 高校生

①鹿児島県内の高等学校に在学し、第一次産業に貢献する志を持つ生徒

### 2. 奨学生採用予定数

大学生 65名及び高校生 10名を採用します。

### 3. 奨学金給付対象期間及び奨学金給付額

2025年度分として、給付額は大学生 15万円、高校生 10万円を一括給付します。  
(貸与型ではありません)

### 4. 応募方法

当財団HP上にある応募書類をプリントアウトし、必要箇所にご記入の上、添付書類を揃えて、学校経由又は各自で当財団事務局まで郵送して下さい。

◎ホームページ URL <https://www.kiyokawaakiozaidan.jp>

#### 【送付先】

〒891-0105

鹿児島市中山町 5268-6

メゾネット中山Ⅱ102号

公益財団法人 清川秋夫育英奨学財団 事務局

※お送りいただいた書類は、当財団の事業を遂行する目的以外には一切使用いたしません。また、応募書類・添付書類は返却いたしません。

### 5. 応募書類

#### (1) 大学生

①奨学生願書(大学生用)

②自己PR文(大学生用)

③推薦書(学長又は学部長の推薦書)

## (2) 高校生

- ①奨学生願書(生徒用)
- ②自己PR文(生徒用)
- ③推薦書(学校長の推薦書)

## 6. 応募期間

2025年5月1日から2025年6月30日まで(必着)

## 7. 奨学生の選考と決定

書類選考(一次審査)を通過した方へは面談(二次審査)を実施し、当財団選考委員会で最終決定いたします。

### ●選考会(面談)

〈日程〉8月23日(土)

- ※気象状況及び感染症等の状況により変更若しくは中止する場合がございます。
- ※帰省その他の事情により上記日程での参加が難しい場合は、相談に応じます。

〈会場〉未定(7月末頃ご案内する予定です。)

※選考に採用された方の自己PR文につきましては、新聞・WEBその他に掲載させていただきます。

## 8. 採否通知

採否通知書は書類選考及び面談実施後それぞれ概ね2週間後に、学校長、学長又は学部長及びご本人宛に通知します。

## 9. 採用決定後の手続き

採用決定通知書を受領した奨学生は、採用決定通知書とともに交付される次の書類を当財団宛てに郵送により提出してください。

- (1) 誓約書
- (2) 振込先届出書
- (3) 通帳写し(銀行名、支店名、種別、口座番号、本人名義がわかる部分)

※お送り頂いた書類は、本奨学金給付以外の目的には一切使用いたしません。

## 10. 奨学金給付

上記9の書類が当財団に到着後、概ね1か月以内にご指定の本人口座に、大学生15万円、高校生10万円を一括給付します。

## 11. 奨学生の義務

奨学生は、次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 健康に留意し学業に励むとともに、当財団の奨学規程を守り、奨学生としての義務を果たすこと
- (2) 学業成績表及び生活状況報告書を当財団宛提出すること（提出期間は指定します）
- (3) 当財団主催の行事が開催される場合には、可能な限り出席すること
- (4) 奨学生及び身元保証人の住所、氏名、電話番号の変更等、当財団に提出した書類内容に変更が生じた場合は、直ちにその旨を当財団宛てに届け出ること

## 12. 奨学金の返還義務

次に該当する場合は、その旨を当財団宛てに届け出てください。

- (1) 入学辞退、休学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 上記に類することが生じたとき

以上に該当する場合、奨学金を返還して頂くことがありますので、ご注意ください。

## 13. 他奨学制度との併給等

本奨学制度と他の奨学制度との併給は支障ありません。